

## 「第4次岡山県消費生活基本計画(仮称)」素案について

県では、県政の基本目標である、「すべての県民が明るい笑顔で暮らす『生き生き岡山』の実現」に必要な「消費者が主役となる社会の実現」に向けて、「第4次岡山県消費生活基本計画(仮称)」の策定作業を進めているところであるが、このたび素案を取りまとめた。

### 1 策定の趣旨

これまでの取組状況や国の動き等を踏まえ、引き続き、消費者が主役となる社会の実現に向けた各種施策を総合的かつ計画的に推進するため計画を策定する。

### 2 これまでの経過

骨子公表後、県議会、岡山県消費生活懇談会、市町村、関係団体からの意見を踏まえながら、策定作業を進めてきた。

|   |      |       |                 |   |
|---|------|-------|-----------------|---|
| 〔 | 令和2年 | 8月 7日 | 岡山県消費生活懇談会(骨子)  | 〕 |
|   |      | 8月28日 | 県議会総務委員会(骨子)    |   |
|   |      | 9月    | 市町村、関係団体からの意見聴取 |   |

### 3 素案の概要

別添資料のとおり

### 4 今後のスケジュール

|      |     |              |
|------|-----|--------------|
| 令和2年 | 10月 | 消費生活懇談会(素案)  |
|      | 11月 | 県議会総務委員会(素案) |
|      |     | パブリックコメントの実施 |
| 令和3年 | 2月  | 消費生活懇談会(案)   |
|      |     | 県議会総務委員会(案)  |

# 「第4次岡山県消費生活基本計画(仮称)」素案(概要)

## 第1章 計画の趣旨

### 1 計画策定の趣旨

県政の基本目標である「すべての県民が明るい笑顔で暮らす『生き活き岡山』の実現」のためには、消費者が安全なサービスやサービスを安心して消費できる、「消費者が主役となる社会の実現」が必要不可欠です。

県では、平成18(2006)年の「岡山県消費生活基本計画」策定から平成28(2016)年の「第3次岡山県消費生活基本計画」まで5年ごとに新たな消費生活基本計画を策定し、各種の施策を推進してきました。

これまでの成果と課題等を踏まえ、消費者が主役となる社会の実現に向けて各種施策をより一層、総合的かつ計画的に推進するため、「第4次岡山県消費生活基本計画(仮称)」を策定します。

### 2 計画の位置付け

岡山県消費生活条例に基づく基本計画であり、また、消費者教育の推進に関する法律に基づく県の消費者教育推進計画です。

### 3 計画の期間

令和3(2021)年度～令和7(2025)年度の5年間

## 第2章 消費生活をめぐる現状と課題

### 1 消費生活をめぐる最近の状況

高齢化の進行などの消費生活をめぐる社会状況、県消費生活センターの相談状況、県民の消費生活に関する意識について記述します。

### 2 消費者行政の状況

国や県の消費者行政の取組、市町村の状況を記述します。

### 3 「第3次岡山県消費生活基本計画」の主な取組状況

#### (1) 主な成果

第3次計画においては、消費者教育の推進等を重点施策に掲げ、様々な施策を実施した結果、合理的で自立的な消費活動に向けた県民意識の醸成が進むとともに、相談体制の強化が図られました。

#### (2) 今後の課題

##### ○消費者被害の防止

消費生活上特に配慮を要する高齢者・障害のある人・若年者等に対して、そ

の特性を踏まえたきめ細かな対策を実施する必要があります。

○ライフステージに応じた消費者教育の実施

消費者が主役となる社会の実現のためには、ライフステージに応じた体系的な消費者教育を実施する必要があります。

○若年者への消費者教育の推進

若者が主体的に判断し、責任を持った消費活動を行えるよう、実践的な消費者教育の更なる強化が求められています。

### 第3章 目標と取組

#### 1 計画の体系図

基本目標Ⅰ「消費者被害の防止・救済」

基本目標Ⅱ「消費者教育の推進」

基本目標Ⅲ「消費者の主体的な活動への支援」

基本目標Ⅳ「自主的かつ合理的な選択の機会の確保」

基本目標Ⅴ「安全・安心な商品・サービスの確保」

(体系図は別紙のとおり)

#### 2 基本目標、重点目標と施策の方向

(別紙のとおり)

#### 3 計画期間中の重点施策

「消費者被害の防止」、「ライフステージに応じた消費者教育の実施」、「若年者への消費者教育の推進」を重点施策とし、重点的に取り組みます。

○ 目標値

7の目標値を設定(別紙のとおり)

### 第4章 計画の進め方

県民や関係機関等と一層の連携を図りながら、計画推進のための施策に取り組みます。

社会情勢、国の施策動向等により、必要があれば適宜計画を見直します。

## 計画の体系図

### 基本目標Ⅰ 消費者被害の防止・救済

〈重点目標〉

〈施策の方向〉

1 消費者被害の防止 [重点施策]

- ① 県消費生活センターの充実
- ② 市町村の相談体制充実への支援
- ③ 高齢者等の消費者被害を防止するための地域の見守りネットワーク構築の促進
- ④ 障害のある人の支援ネットワーク構築の促進
- ⑤ 若年者の消費者被害防止
- ⑥ 外国人の消費者トラブルの解決支援
- ⑦ 消費者の権利擁護

2 消費者被害からの救済

- ① 様々な被害からの救済

### 基本目標Ⅱ 消費者教育の推進

〈重点目標〉

〈施策の方向〉

1 ライフステージに応じた消費者教育の実施 [重点施策]

- ① 学校教育等での消費者教育の推進
- ② 地域社会での消費者教育の推進
- ③ 家庭での消費者教育の推進
- ④ 職域での消費者教育の推進

2 若年者への消費者教育の推進 [重点施策]

- ① 成年年齢引下げに対応した消費者教育・啓発の強化

3 消費者教育を担う人材の育成

- ① 幼・小・中・高等学校等における教員の指導力の向上
- ② 大学等における教職員の指導力の向上
- ③ 地域人材の育成

4 他の関連する教育との連携

- ① 環境教育との連携
- ② 食育との連携
- ③ 金融教育との連携
- ④ 情報教育との連携
- ⑤ その他の関連する教育との連携

5 消費生活に関する啓発・情報提供

- ① 消費生活に関する啓発・情報提供の充実

### 基本目標Ⅲ 消費者の主体的な活動への支援

#### 〈重点目標〉

1 公正で持続可能な社会を目指した消費生活の促進

① エシカル消費(倫理的消費)の普及啓発  
② 「もったいない」運動の推進  
③ 地球温暖化防止対策の推進  
④ 食品ロス削減の推進

2 消費者の組織活動の促進

① 消費者団体の活動の促進  
② 消費者団体の交流・連携の促進

3 消費者の意見の反映

① 消費者と行政の連携

#### 〈施策の方向〉

### 基本目標Ⅳ 自主的かつ合理的な選択の機会の確保

#### 〈重点目標〉

1 規格・表示等の適正化

① 規格・表示・計量等の適正化

2 取引における公正・公平の確保

① 適正な事業活動の促進  
② 悪質な事業者の取締り

3 公正な価格の形成

① 価格・需要動向の監視  
② 物価情報の提供

4 生活必需品の安定供給

① 生鮮食料品の安定供給  
② 大規模災害時等における生活物資等の確保

#### 〈施策の方向〉

### 基本目標Ⅴ 安全・安心な商品・サービスの確保

#### 〈重点目標〉

1 生産から消費に至る一貫した食の安全確保

① 生産段階での食の安全確保  
② 製造から販売段階での食の安全確保  
③ 消費段階での食の安全確保

2 商品(食品以外)・サービスの安全性の確保

① 家庭用品等の安全性の確保  
② 医薬品等の安全性の確保  
③ サービスの安全性の確保  
④ 住宅の安全性の確保

3 安心の定着に向けた信頼の確立

① 情報の提供  
② 相互理解の促進

#### 〈施策の方向〉

**【目標値】**

| 重点施策1 消費者被害の防止                   | 現況値        | 目標値        |
|----------------------------------|------------|------------|
| 消費生活センター設置市町村の、県内人口カバー率          | 85.1% (R2) | 90.0% (R7) |
| 消費生活相談員を配置する市町村数(派遣相談員を含む)       | 18市町(R2)   | 27市町村(R7)  |
| 消費生活ホットライン188の認知度(「言葉も内容も知っている」) | 15.8% (R2) | 30.0% (R7) |
| 「消費者安全確保地域協議会」を設置した市町村の数         | 2市(R2)     | 10市町村(R7)  |

| 重点施策2 ライフステージに応じた消費者教育の実施 | 現況値                   | 目標値                  |
|---------------------------|-----------------------|----------------------|
| 消費者啓発セミナーの受講者数(5年累計)      | 32,711人<br>(H27～R元累計) | 35,000人<br>(R3～R7累計) |
| 見守り力アップ講座受講者数(5年累計)       | 2,000人<br>(5年間の推計)    | 2,200人<br>(R3～R7累計)  |

| 重点施策3 若年者への消費者教育の推進                 | 現況値       | 目標値       |
|-------------------------------------|-----------|-----------|
| 実践的な消費者教育教材を活用した授業等を実施する公立の高等学校等の割合 | 98.4%(R元) | 100% (R7) |